

資料 1－3 別表 史跡の構成要素とそれぞれの現状と課題

(1)本丸上段			概要：北西隅に天守が、中央部に本丸御殿があったほか、北辺及び西辺北半部には二重櫓・平櫓・長櫓があった。							
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
I	近世	曲輪		本丸上段 ・本丸の北側に位置する。 ・南と東側は土居、北側と西側は石垣で囲まれている。	・近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。 ・石垣の構成石材の一部が残置されており、その経緯が不明である。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・これまで行われた埋蔵文化財調査の成果が十分に活用されていない。	⇒調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。	・昭和 21 (1946) 年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められた。 ・史跡の本質的価値とは関連の薄い園路整備となっている。また、その際の改変について詳細な記録が整理されていない。 ・遺構保護層の部分的な流出が認められる。また、降雨時に適切な排水ができていない。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		天守台石垣 天守台南側石垣 (南走櫓及び南小天守跡) ・走櫓及び櫓台の石垣が残存している。 天守台東側石垣 (東走櫓及び東小天守跡) ・走櫓及び櫓台の石垣が残存している。 ・北東端の石垣端部は福島氏の時代の破却の痕跡と考えられる。 西側石垣 ・昭憲皇太后御座所跡の西側法面に残存している。	・残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されており、広島城の歴史の変遷がうかがえる。 ・天守台東側石垣北東端の福島期の破却痕跡と考えられる石垣の周辺に土砂の流出がある。 ・南側小天守の石垣東端に土砂の流出がある。 ・一部に孕み、石材剥落、間詰の欠落等がある。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣石材の一部には、被爆時の火災痕跡が残されている。 ・石垣カルテの作成に着手している。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒被爆時の火災痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。	・残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されているが、それらを解説するための基礎情報が不足している。 ・刻印のある石垣石材や、福島期の破却痕跡と考えられる部分について、説明板を設置している。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・一部に孕み、石材剥落、間詰の欠落等がある。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣カルテの作成に着手している。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテの作成過程で明らかになる調査成果に基づき、整備内容を検討する必要がある。
		土居		・本丸上段の南側と東側は土居となっていたが、後世に園路や階段などで大きく改変されている部分がある。	・近代の改変が認められる箇所がある。 ・昭和 21 (1946) 年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められる過程で、園路や階段の設置等により改変された箇所がある。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒遺構保護層の現況把握も含め、園路や施設類の更新計画を検討する必要がある。	・本丸上段と下段、腰曲輪との境の一部が土居によって構成されていることが広島城跡の特徴の一つであるが、周知されていない。 ・近代の改変や、戦後の公園整備の際の改変により、本来の縄張が理解しづらく、近世から残る範囲が周知されていない。 ・説明板や標示が設置されていない。	⇒園路や施設の更新計画を検討する際に、旧状の復元や遺構表示について史跡の活用の面から検討する必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・近代の改変が認められる箇所がある。 ・昭和 21 (1946) 年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められる過程で、園路や階段の設置等により改変された箇所がある。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテ作成の一部として土居の現状を記録し、改変箇所の確定とそれに基づく整備内容を検討する必要がある。
		天守の礎石		・昭和 33 (1958) 年の天守再建に際し検出された礎石を現在の展示位置に表示した。 ・礎石の一部は撤去されておらず、原位置に遺されている。	・昭和 33 (1958) 年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。ただし、一部は撤去されておらず、現天守の下部に原位置のまま残されている。 ・天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、未調査のため遺構表示に伴う改変範囲は不明である。	⇒遺構表示は正確な位置を示していないと考えられるため、天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方を検討する必要がある。	・天守の広さを直感的に理解できるよう、昭和 33 (1958) 年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。 ・天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、そのことが周知されていない。	⇒遺構表示は正確な位置を示していないと考えられるため、天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方を検討する必要がある。	・昭和 33 (1958) 年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。ただし、一部は撤去されておらず、現天守の下部に原位置のまま残されている。 ・天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、未調査のため遺構表示に伴う改変範囲は不明である。	⇒天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方についても整備計画の中で検討する必要がある。 ⇒礎石は本質的価値を構成していた要素の一部のため、整備に当たっては取扱いに十分な検討が必要である。
		地下遺構	本丸御殿跡に伴う遺構	奥向殿舎跡 ・柱穴列・溝などの区画施設、廃棄土坑 中奥・台所・役所跡 ・排水溝と考えられる溝跡 表御殿跡 ・排水溝、砂雪隠と考えられる遺構 ・庭園に伴う庭石	・平成 8 (1996) 年度～14 (2002) 年度の遺構保存状況確認のための発掘調査により、地下遺構は良好に遺存すると考えられている。 ・地下遺構の確認のため昭和 60 (1985) 年に 4 か所の試掘調査が実施されたが、調査実施箇所が部分的であり、整備計画を検討する基礎的な情報が不足している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・遺存する地下遺構について周知されていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。	・調査によって確認された遺構は、絵図資料等との照合の結果、その性格や機能がある程度明らかとなっている。 ・調査実施箇所が部分的であり、整備計画を検討する基礎的な情報が不足している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			天守に伴う遺構	天守東廊下玄関跡の建造物基礎 ・天守から東小天守に渡る東廊下の南側石垣に接する石列						
			櫓に伴う遺構	北面多聞櫓跡 ・多聞櫓の礎石、武者走り 北面二重櫓跡 ・建造物の礎石						
			その他の地下遺構	東斜面北端付近石垣跡 ・石垣跡と考えられる石列や間詰とみられる礫群						

区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用 の 現状	活用 の 課題	整備 の 現状	整備 の 課題
Ⅱ	近代	広島大本営跡		- 大正 5（1915）年に史蹟となったが、原爆によって倒壊し、昭和 23（1948）年に指定が解除された。現在は基礎と礎石のみが残存している。 本館（広島鎮台司令部、第 5 師団司令部庁舎） - 明治 10（1877）年に広島鎮台司令部として建てられ明治 27・28（1884・85）年の日清戦争の際に大本営として使用された。 別館 - 明治 19（1886）年に東側に建てられた洋館で、広島鎮台軍医部として利用されていた建造物が利用された。 昭憲皇太后御座所跡 - 明治 23（1890）年に建てられた洋館で、第 5 師団監督部として利用していたものを、昭憲皇太后の広島行啓の際に御座所とした。	- 戦前は史蹟として保存されていたが、原子爆弾により倒壊し、現在は基礎と礎石のみが残っている。 - 昭和 60（1985）年に実施した試掘調査では、建設時に近世遺構の一部を削平していた可能性が指摘されている。 - 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒構造物の一部と考えられる残置されている石材等について、経緯や関連性を調査する必要がある。 ⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。	- 現在は基礎と礎石のみが残っている。また、側溝や一部礎石は土砂に埋没しており、来訪者に視認されにくい。 - 説明板と標柱が設置されている。	⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。 ⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	現在は基礎と礎石のみが残っている。また、側溝や一部礎石は土砂に埋没しており、来訪者に視認されにくい。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		その他の遺構		桜の池 - 明治 31（1898）年に軍用水道の完成を記念して造られた噴水池。大正 14（1925）年に桜の池と名付けられた。 その他の遺構 - 近世から継続使用していたと考えられる石組側溝や集水遺構	- 桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。 - 現在の雨水排水等は、当時から残存する排水施設等を継続利用している箇所も多い。 - 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒残存する排水施設等を継続利用していることから不具合が生じているため、対応について検討する必要がある。 ⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。	- 桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。 - 当時の施設配置などを示した説明板などは設置されていない。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた活用方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。	桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、整備に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		被爆樹木		クロガネモチ 大本営建造物前の庭園植込みにあった樹木のひとつとされる。	大本営建造物前の庭園植込みにあった樹木の一つとされるクロガネモチが残り、樹勢回復等の維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、史跡に与える影響を観察する必要がある。	被爆樹木（クロガネモチ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。	被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。	⇒史跡整備に当たっては、現在の位置を維持するとともに、必要に応じ史跡への影響を軽減するよう配慮が必要である。
Ⅲ	天守（外観復元）			- 昭和 33（1958）年、広島復興大博覧会の第 3 会場として外観復元された。総重量は約 2,900 t で天守台への負荷がかからないようグラウト工法で栗石を固める工事が行われた。 - 現在は、1 階で常設展示：広島城の成立と役割、2 階で常設展示：城下町広島のからしと文化、3 階で武具甲冑の常設展示、4 階で企画展示を行っており、5 階は展望室としているが、令和 7 年度後半に閉館する予定である。	- 外観復元された天守は広島戦後復興のシンボルであるとともに、常設展示・企画展示によって広島歴史・文化を発信してきた。 - 天守の耐震診断調査結果において、現行の耐震基準を満たさないことが判明したため、対応について検討する必要がある。	⇒検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒調査に当たっては遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	- 外観復元された天守は広島戦後復興のシンボルであるとともに、常設展示・企画展示によって広島歴史・文化を発信してきた。 - 天守の老朽化や耐震対策などについて議論を行い、木造復元に向けた調査・検討を進めていくこととしている。 - 展示・収蔵機能を引き継ぐ広島城三の丸歴史館を整備中である。	⇒検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。	- 昭和 33（1958）年の広島復興大博覧会の会場として復元整備された。総重量は 2,900 t で、天守台への負荷軽減のためグラウト工法により栗石が固められている。 - 復元整備時の調査記録が限定的であり不明な箇所も多い。	⇒整備検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒史資料等調査や埋蔵文化財調査について具体的な調査計画を策定するとともに、計画的・継続的な調査計画とその実施体制について検討が必要である。
	説明板等			全体説明板、遺構説明板など	設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。	- 設置されている説明板が古く劣化が見られる。 - 本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	- 設置されている説明板が古く劣化が見られる。 - 本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅳ	公園施設			園路 修景施設（植栽、芝生） 休養施設（ベンチ） 便益施設（トイレ、手洗い場） 管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、排水溝・暗渠） 城郭に係る石碑等	園路 一部が舗装されている。真砂土範囲の土砂流出が見られる。 便益施設 天守台南側にトイレが設置されているが、設備が老朽化している。 修景施設 景観阻害となっている植栽がある。一部の生け垣が園路の妨げとなっている。 休養施設 ベンチは非舗装範囲に設置され、地盤の影響を受け傾いているものがある。またベンチの安定性が悪く使用しづらいものがある。 管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） その他の施設（延焼防止の散水施設等）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。			- 天守台や小天守台、櫓台の石垣辺縁部には、進入防止柵（擬木・チェーン）が設けられている。 - 導線は南側の表御門からと東側の裏御門からの 2 ルートがあり、幅約 10m の階段が設けられている。 - 本丸上段北東部に幅約 1m のスロープが設けられている。 - 園路として舗装されていない箇所では遺構保護層の流出が認められる。 - 植栽の中には周辺ビルなどの景観阻害要素を隠蔽する樹木もある。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。 ⇒検討すべき事項が多岐に及ぶため、史跡全体の整備に係る検討を行った上で個別の整備計画を策定するなど、段階的に整備を進める必要がある。
Ⅴ	その他			記念樹の石碑（桜の池西側のマツ）	記念樹（桜の池西側のマツ）に係る石碑が設置されている。	⇒植栽に関する計画策定の際に、記念樹及び石碑についても合わせて検討する必要がある。				

②本丸下段				概要：南半部に馬場・馬屋・塩蔵・米蔵・鉄砲庫、武器庫などが、外周部に二重櫓・平櫓・長櫓などがあった。						
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
I	近世	堀跡		内堀 ・過去の内堀改修事業や堀川浄化事業により、部分的な改変範囲が含まれる。	・戦後、堀水の浄化対策の一環で各種の改修工事が実施されており、堀水の水質保全について、継続的な管理が行われている。 ・堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。 ・堀周囲に安全対策がなされていない箇所がある。	⇒堀水の水質保全について、引き続き適切に管理する必要がある。 ⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒堀周囲に注意喚起表示するなど、来訪者の安全を図る必要がある。	・堀に関する説明板等や標示がない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・戦後の堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。	⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		曲輪		腰曲輪及び本丸南側	・都市公園的な整備等に伴い植栽された樹木が多く、遺構や天守が視認しづらい。 ・近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。 ・石垣の構成石材の一部が残置されており、その経緯が不明である。 ・本丸上段からの雨水流入の影響により、遺構保護層が流出している箇所がある。	⇒史跡内の植栽について、整備基本計画の改定の際に検討を行う必要がある。 ⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・城郭の搦手であり、本丸上段を帯状に囲む防衛空間としての特性を持つが、その空間構成についての周知がされていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。	・都市公園的な整備等に伴い植栽された樹木が多く、残存する遺構や天守が視認しづらい。 ・本丸上段からの雨水流入の影響により、遺構保護層が流出している箇所がある。	⇒史跡内の植栽について、整備基本計画の改定の際に検討を行う必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		石垣 ・内堀に面する東・西・南・北に残存する。 ・本丸下段東側の合坂石段3か所は、三段ほどが地中に埋まっており、最下段は築城期遺構面に据え置かれたことが確認されている。 櫓台	・中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、孕みや石材の剥落、間詰の欠落が見られる。 ・堀に面した石垣の天端石に欠落が見られる。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣石材の一部には、被爆時の火災痕跡が残されている。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒被爆時の火災痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。	・中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、説明板や標示が不足している。 ・残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されているが、それらを解説するための基礎情報が不足している。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、孕みや石材の剥落、間詰の欠落が見られる。 ・堀に面した石垣の天端石に欠落が見られる。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣カルテの作成に着手している。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテの作成過程で明らかになる調査成果に基づき、整備内容を検討する必要がある。
		門跡		中御門跡、裏御門跡 ・袖石垣のみが残存し、城門部は現存しない。	・過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明しているが、往時の施設配置などを示した説明板等は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	米蔵跡 ・本丸下段の東側、石垣近くに米蔵が、その南に番所が設けられていた。 番所跡 ・番所跡の北東部堀の基礎と考えられる地伏石が検出されている。また番所の前身と推測される建造物跡の飛石又は地伏石列が検出された。 厠跡 ・厠跡と考えられる土師質埋置甕が検出された。 暗渠跡 ・南側内堀に面した石垣排水口に繋がる、板状の石樋を確認した。 土塀基礎跡 ・裏御門跡の東側の外枋形を囲む石列が検出された。	・過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土塀基礎跡などが部分的ではあるが確認されている。 ・本質的価値の構成要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土塀基礎跡などが部分的に確認されているが、説明板等は設置されていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。	・過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土塀基礎跡などが部分的ではあるが確認され、絵図資料等との照合の結果、その性格や機能がある程度明らかとなっている。 ・本質的価値の構成要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			櫓跡	北東隅二重櫓跡、南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡 裏御門及び中御門城門部 ・礎石や基礎の抜き取り痕跡が検出された。	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡や南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡、南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されているが、説明板等は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡、南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			その他	地下遺構（土坑など）	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に残存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。

区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
Ⅱ	近代	旧中国軍管区司令部防空作戦室		・鉄筋コンクリート製の覆土型の半地下式の地下室。作戦の立案、敵の情報の収集・発信の役割を担っていた。 ・現在は外観のみ公開している。	・広島原爆遺跡として史跡に指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。	⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。	・広島原爆遺跡として史跡指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。 ・中国軍管区原爆慰霊碑及び慰霊碑の建立経緯についての石碑と説明板が設置されている。 ・ピースツーリズムの案内が掲示されている。	⇒史跡広島原爆遺跡の標柱を設置する必要がある。 ⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。	・広島原爆遺跡として史跡に指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。	⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。
		その他		その他の遺構 ・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝や集水遺構のほか、改変された櫓台等が残存する。	・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。	・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。	・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	厩舎建造物跡・倉庫跡 ・陸軍関連の遺構として、小石を大量に含んだ漆喰が帯状に伸びる厩舎建造物跡と、同様の構造を持つ倉庫跡が確認された。	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡などが確認されている。 ・近代の施設等設置に伴う近世城跡の改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡が確認されているが、説明板等は設置されていない。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた活用方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡が確認されている。 ・近代の施設等設置に伴う近世城跡の改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、整備に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		被爆樹木		マルバヤナギ ・土橋北東部に現存する。幹の空洞化が見られ、樹勢回復措置が取られている。	・被爆樹木（マルバヤナギ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、史跡に与える影響を観察する必要がある。	・被爆樹木（マルバヤナギ）について、認識番号標示や説明板が設置されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。	・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値である遺構の標示が不足している。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。
Ⅲ	説明板等			・全体案内板、遺構説明板、標柱など	・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値である遺構の標示が不足している。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。	・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。	・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値を示す説明板は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。
Ⅳ	公園施設			・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・便益施設（トイレ、手洗場・水飲場、売店） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、資材置場、水質浄化施設（内堀西側）	・園路 部分的に舗装されている。 ・便益施設 裏御門北側（東側腰曲輪）にトイレが設置されているが、設備が老朽化している。 ・修景施設 景観阻害となっている植栽がある。一部の生け垣が園路の妨げとなっている。 ・休養施設 ベンチの安定性が悪く使用しづらいものがある。 ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒特に腰曲輪部については排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。			・園路として舗装されていない箇所では、遺構保護層の流出が認められる。 ・植栽の中には、周辺ビルなどの景観阻害要素を隠蔽する樹木もある。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒特に腰曲輪部については排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。 ⇒検討すべき事項が多岐に及ぶため、史跡全体の整備に係る検討を行った上で個別の整備計画を策定するなど、段階的に整備を進める必要がある。
V	その他			・広島護国神社	・広島護国神社	⇒保存管理計画において、「広島城跡の保存整備の観点から、将来的な課題として検討することとする」としている。				

③二の丸				概要：表御門、平櫓、多聞櫓、太鼓櫓、馬屋、番所、物置などがあり、井戸も複数か所に掘られていた。建造物は、郭内東半部に建てられ、西半部には建造物は設けられず空閑地となっており通路として使われていた。						
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
Ⅰ	近世	堀跡		内堀 ・戦後、堀水の浄化対策の一環で各種の改修工事が実施されており、堀水の水質保全について、継続的な管理が行われている。 ・堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。 ・堀周囲に安全対策がなされていない箇所がある。	・戦後、堀水の浄化対策の一環で各種の改修工事が実施されており、堀水の水質保全について、継続的な管理が行われている。 ・堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。 ・堀周囲に安全対策がなされていない箇所がある。	⇒堀水の水質保全について、引き続き適切に管理する必要がある。 ⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒堀周囲に注意喚起表示するなど、来訪者の安全を図る必要がある。	・堀に関する説明板や標示がない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・戦後の堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変の全容が明らかでない。	⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		曲輪		二の丸 ・堀跡との対比により、広島城跡の特徴的な縄張を意識することができる。 ・石垣の構成石材の一部が残置され、その経緯が不明である。	・堀跡との対比により、広島城跡の特徴的な縄張を意識することができる。 ・石垣の構成石材の一部が残置され、その経緯が不明である。	⇒過去の工事記録類の整理や史跡整備の記録等を基に、適切に管理していく必要がある。	・遺構表示に加え、二の丸及び復元建物に係る説明板が設置されている。 ・二の丸本来の使われ方についての説明が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・堀跡との対比により、広島城跡の特徴的な縄張を意識することができる。	⇒過去の工事記録類の整理や史跡整備の記録等を基に、適切に管理していく必要がある。
		石垣		石垣 ・東辺・西辺・南辺に残存し、東辺は欠損部を復元している。 表御門櫓台 ・石材表面に剥離や熱による変色等、火災で被熱した痕跡が残る。 ・隅角部の一部は新補材で修復されている。 平櫓台、太鼓櫓台 堀護岸石垣 ・南辺石垣の一部に、付着物による黒ずみが見られる。	・平成6（1994）年までに行われた二の丸建物復元整備の際に、石垣も修復、整備されている。 ・石塁の東辺や表御門櫓台隅角部は、欠損部を修復・復元したことが判明しているが、この他にも戦後に積み直されたと推測される部分が存在する。 ・表御門櫓台の石材表面や堀護岸南辺石垣の一部には、火災の痕跡が残されている。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒火災の痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。	・被爆時の火災痕跡を含め、石垣についての説明板や標示がない。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・平成6（1994）年までに行われた二の丸建物復元整備の際に、石垣も修復、整備されている。 ・表御門櫓台の石材表面や堀護岸南辺石垣の一部には、火災の痕跡が残されている。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒火災の痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	番所跡・馬屋跡、井戸跡 ・建造物の礎石等が確認された。	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。 ⇒城内の他の要素などと連携し、城内の回遊性向上に向けた取組を検討する必要がある。	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
Ⅱ	近代	被爆樹木		ユーカリ ・昭和46（1971）年の台風で上部が折れたが、現在では樹高9m以上にまで成長している。	・被爆樹木（ユーカリ）は樹高9m以上まで成長しており、堀石垣の孕みに、樹根の影響が考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、石垣等に与える影響を観察し、それを軽減するための対策を検討する必要がある。	・被爆樹木（ユーカリ）について、認識番号標示や説明板が設置されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、引き続き周知していく必要がある。	・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。 ・被爆樹木（ユーカリ）は樹高9m以上まで成長しており、堀石垣の孕みに、樹根の影響が考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、石垣等に与える影響を観察し、それを軽減するための対策を検討する必要がある。
Ⅲ	復元建造物	二の丸を構成する施設跡		表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓 ・創建時期は天正期末（16世紀末）と推定され、二の丸の馬出し機能を強化する建造物として設けられていた。 ・平成元年の広島城築城400年を記念して発掘調査の成果や昭和初期の実測図、古写真等を基に復元整備された。 塀 ・表御門と共に、瓦葺きの下見板張の壁で復元整備された。	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。 ・城の役割・機能や伝統文化を学び、体験できる施設として積極的な活用が図られている。	⇒周辺で整備が予定されている施設等と連携した取組について、整備基本計画の改定の際に盛り込む必要がある。	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
				遺構表示	番所跡、馬屋跡、井戸跡（2箇所）、多聞櫓跡（二の丸東側） ・築城400年記念の整備において江戸時代後期の姿を基準に整備を行った。 石垣 ・欠損していた東辺石塁の中央部は、新補材で修復されている。 被爆石材 ・被爆した石垣の石材を展示している。	・過去の調査成果により番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。	・過去の調査成果により、番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。 ⇒城内の他の要素などと連携し、城内の回遊性向上に向けた取組を検討する必要がある。	・過去の調査成果により、番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。
	説明板等		・全体説明板、遺構説明板など	・全体説明板、遺構説明板などが存在する。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒説明板等や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。	・全体説明板、遺構説明板などが存在する。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・全体説明板、遺構説明板などが存在する。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	
	公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。			・平成6（1994）年までに行われた二の丸建物復元整備に合わせて、園路や施設が整備されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。	

(4)史跡外周部				※城跡の構造としての分類区分ではなく、計画上の区分。概要は下記旧広島城範囲の記載を参照						
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
	三の丸の一部									
	北外郭の一部									
Ⅰ	近世	曲輪	三の丸、外郭	・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒中央公園の区域内であり、埋蔵文化財調査の実施などの取組を検討するとともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。	・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。	・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒中央公園の区域内であり、機を見て埋蔵文化財調査の実施等の取組を検討するとともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。	
		石垣	堀の石垣の天端石 ・内堀北西の緑地帯の中に、面を西に向けて南北方向に伸びる中堀石垣の天端石が見えている。	・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策を検討する必要がある。	・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。	・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策を検討する必要がある。	
		その他の遺構	二の丸南側暗渠跡 ・昭和 59（1984）年、国道 54 号城南地下道の建設に当たり発見された石組暗渠。 ・内堀と中堀を結び、排水や水質維持の役割を担ったと考えられる。 ・地下道スロープの両側壁面に、暗渠の断面が展示されている。	・国道 54 号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・国道 54 号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。	・国道 54 号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	
Ⅱ	近代	陸軍関連施設の遺構	歩兵第十一聯隊跡表門柱 ・三の丸東部及びそれに隣接する南東外郭の一部を営所とした歩兵第 11 連隊の表門で使用されたもの。 ・表門は、もともと営所南西部に位置したが、後に西練兵場へ直接出られるよう営所南部に移設された。 ・戦後篤志家が門柱を保管していたが昭和 59（1984）年に内堀外周部東側の緑地帯の中に移設された。 ・なお、被爆直後の写真に見られる形状とは異なるとされ、広島偕行社の門柱である可能性も指摘されている。 広島陸軍幼年学校門柱 ・昭和 11（1936）年に北外郭内を校地として再興した広島陸軍幼年学校の校門の門柱。	・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	
		被爆樹木	クスノキ ・北面の傷みはその方向にあった広島陸軍幼年学校の火災の影響によるものと考えられる。	・被爆樹木（クスノキ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理する必要がある。	・被爆樹木（クスノキ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。 ・被爆樹木（クスノキ）の幹北面の傷みは、広島陸軍幼年学校の火災の影響と考えられる。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。	・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。 ・被爆樹木（クスノキ）の幹北面の傷みは、広島陸軍幼年学校の火災の影響と考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、必要に応じ地下遺構への影響を軽減するよう配慮が必要である。	
Ⅲ	説明板等		・全体説明板、遺構説明板など	・全体説明板、遺構説明板など	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・全体説明板、遺構説明板など	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	
Ⅳ	公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣、彫像、噴水） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備、管理事務所） ・教養施設（記念碑） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣、彫像、噴水） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備、管理事務所） ・教養施設（記念碑） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒史跡の内外で、統一感を持った園路や施設類の更新を検討する必要がある。			・南西のエリアでは、広島城三の丸歴史館の整備に伴い、公園施設の更新が進められている。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。	
Ⅴ	その他		・広島護国神社鳥居	・広島護国神社鳥居	⇒保存管理計画において、「広島城跡の保存整備の観点から、将来的な課題として検討することとする」としている。					

(5)旧広島城範囲				※中堀の内側である三の丸と、中堀と外堀及び河川により画された４つの外郭を総称する、計画上の区分。						
	三の丸			藩主一族の屋敷や藩の公的施設が置かれたほか、重臣の屋敷地として使用された。藩主一族の屋敷としては、三之丸御屋敷（御三之丸屋敷）、御新屋敷、竹之丸屋敷などがあった。藩施設としては、土木建築や城下の職人を所管する御作事所、藩財政を所管する御勘定所などがあり、江戸時代後期には藩校である学問所も設けられた。						
	南東外郭			藩施設として、厩、町方吟味屋敷、郡方吟味屋敷、新開方役所などがあった。						
	西外郭			藩施設として、御作事所材木蔵や武具方、役所などがあった。						
	北外郭			藩施設として、塩硝蔵、射的場、七間多門、百間馬場、松原講武所などがあった。						
	北東外郭			藩施設として、御用屋敷、稽古御屋敷、講学館などがあった。						
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
Ⅰ	近世	櫓台跡		三の丸北東隅二重櫓の櫓台 - 広島城三の丸北東隅の土居上にあった櫓の櫓台 外郭櫓台跡（外郭西側） - 広島城の西側の防御として建ち並んでいた櫓台 外郭櫓台跡（三の丸）	三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）が残されており、北外郭北西隅櫓台跡が過去の調査で知られている。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。 ⇒必要な調査を行い、史跡の追加指定を検討する必要がある。	三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）、北外郭北西隅櫓台跡などが知られている。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。	三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）、北外郭北西隅櫓台跡などが知られている。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
		石垣・土居跡		中堀石垣（三の丸） - 裁判所北側に中堀に北面する石垣と土居跡がＬ字型にわずかに残る。 - かつて学問所土塁跡とも呼ばれ、三の丸北東角にあったもので、近代には弾薬庫の土塁に転用された。	裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がＬ字型にわずかに残る。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。 ⇒必要な調査を行い、史跡の追加指定を検討する必要がある。	- 裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がＬ字型にわずかに残る。 - 三の丸北東角の石垣・土居跡で、近代に弾薬庫土塁に転用されたとされる。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。	- 裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がＬ字型にわずかに残る。 - 三の丸北東角の石垣・土居跡で、近代に弾薬庫土塁に転用されたとされる。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
		地下遺構・遺物		金箔鯨瓦 - 上八丁堀地点の井戸跡内から出土した。 外郭北西隅櫓台跡 - 二重櫓。西白島交差点地点で検出された。 外郭北西隅櫓台跡 - 平櫓。西白島地点で検出された。	- 上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯨瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 - 市街化により城の一部と理解されにくい、地下には未調査の遺構が残されている可能性がある。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。	- 上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯨瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 - 過去の調査地点に説明板などは設置されておらず、活用が不十分となっている。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。	- 上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯨瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 - 市街化により城の一部と理解されにくい、地下には未調査の遺構が残されている可能性がある。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
Ⅱ	近代	地下遺構		陸軍関連施設の遺構 中央公園西側（サッカースタジアム地点）で検出された。	中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、維持管理していく必要がある。	中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。	中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、維持管理していく必要がある。
		被爆樹木		クスノキ 被爆樹木の中では背の高い木の一つで、幹は爆心地方向に傾いている。	被爆樹木（クスノキ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理する必要がある。	被爆樹木（クスノキ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。	被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、必要に応じ地下遺構への影響を軽減するよう配慮が必要である。

区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
Ⅲ			石垣の石材を活用したモニュメント	外堀石垣（外郭北側） ・外郭北側で外堀が屈曲する交差点付近の調査で、平成 3～7（1991～95）年に堀の石垣や櫓台などが確認された。外堀の石垣に使用されていた石材を加工し、地下道の壁や床に検出位置が表現されている。 外堀石垣（外郭北側：基町高校地点） ・平成 4～5（1992～93）年に調査された北側外堀跡の石材を利用したモニュメントで、櫓台のイメージが表現されている。 外堀石垣（外郭東側：法務総合庁舎南側） ・平成 17～19（2005～07）年に調査された東側外堀の石垣の石材を用いて舗装が行われている。 被爆樹木クスノキの周りの石（外郭北側） ・被爆樹木のクスノキの周囲に巡らされた石組には矢穴の跡が見られ、この周辺にあった中堀の石垣が使われている可能性がある。 中堀の石（西側：堀川導水路の護岸） ・内堀の水質改善を目的として、平成元～5（1989～93）年に実施された堀川浄化事業では、旧太田川からの導水路の一部に中堀の石垣として使用されていた石材が利用されている。 県庁西側地下街出入口の石垣 ・平成 8～9（1996～97）年に紙屋町交差点を挟んで東西 500m に渡り南側外堀跡の調査が行われ、堀の石垣を始め広島城の大手門に当たる一丁目口御門の櫓台や土橋など多くの遺構が検出された。出土した石材を使って壁面が装飾されている。 中堀の石垣（三の丸） ・平成 3（1991）年の体育館の建設工事で出土した中堀跡の石垣に用いられていた石材が積まれている。 中堀の石垣（三の丸） ・平成 3（1991）年に調査された東西 200m に渡る中堀跡の調査成果についての説明板が設置されている。説明板台座には石垣の石材が利用されている。	・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。	・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下で更新を検討する必要がある。 ⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。	・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下で更新を検討する必要がある。
		説明板等	・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。	・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。	・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。	
史跡外の広島城構成要素										
区分	時期	種別	要素	構成要素の概略	保存管理の現状	保存管理の課題	活用の現状	活用の課題	整備の現状	整備の課題
Ⅱ	近世	三の丸稲荷社の宝蔵	多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。	多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒移設前の原位置等が調査により確定された際には、説明板等や標示について検討する必要がある。	
		外堀京口門の門扉	法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった、京口門のものと伝わる門扉	法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった京口門のものと伝わる門扉。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	法圓寺山門（安芸高田市吉田町）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。	法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった京口門のものと伝わる門扉。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒計画的・継続的な史資料調査を進め、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。	
		学問所内の土蔵	旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。	旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒計画的・継続的な史資料調査を進め、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。	

